



第12期 定時株主総会

招集ご通知

- 日 時** 2026年4月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 場 所** 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 3階
赤坂インターシティコンファレンス301
- 目的事項**
- 報告事項** 第12期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

もっと、 面白く

私たちは女性向けエンタメ市場をリードする
IPクリエイター&ディベロッパーです。

潜在的な女性向け
エンタメ市場
×
3つの成長戦略

ゲーム事業

×

メディア事業

×

AI活用

グローバルポテンシャルのある
IP・ゲーム体験の創出

「体験」を重視する
EX展開の加速

AIを活用した
ゲーム・メディアの事業展開

株主の皆様へ



代表取締役社長
中島 杏奈

皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当社は「もっと、面白く」のビジョンのもと、オリジナルIPのゲーム開発・運営とメディア展開、そして他社IPのライセンスビジネスの拡大に取り組んでまいりました。

2026年1月期においては、既存IPの堅調な運営により、売上高70億円と過去最高を更新することができました。

続く2027年1月期は、大型案件を含む開発中の新規IPの複数リリースによる、早期の利益化・IP価値の最大化を想定しております。

当社はエンターテインメント企業としての使命を、長く、深く愛され続ける価値を創出することにあると考えています。

作品やキャラクターが日常に寄り添い、人生の時間をともに歩む存在であってほしい。

そんな思いを込め、2027年1月期は「Life with coly」の標語を掲げ、より身近で、より豊かな新しい体験をユーザーの皆様提供していきたいと考えております。

皆様には、より一層のご指導・ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年4月

目次

株主の皆様へ

第12期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
第12期事業報告	
1.会社の現況に関する事項	10
2.会社の株式に関する事項	16
3.会社の新株予約権等に関する事項	17
4.会社役員に関する事項	17
5.会計監査人の状況	20
6.会社の体制及び方針	21

計算書類

貸借対照表	25
損益計算書	26
株主資本等変動計算書	27
個別注記表	28

監査報告書

会計監査人の監査報告書	36
監査役会の監査報告書	38

株主各位

証券コード 4175
2026年4月9日
(電子提供措置の開始日 2026年4月2日)

東京都港区三田1-4-1
住友不動産麻布十番ビル3階

株式会社 coly
中島杏奈

代表取締役社長

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第12期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://colyinc.com/ir/meeting/>)

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年4月23日(木曜日)午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月24日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 3階
赤坂インターシティコンファレンス301
3. 目的事項 第12期(2025年2月1日から2026年1月31日まで) 事業報告及び
報告事項 計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

<事前質問受付のご案内>

本株主総会の目的事項に関するご質問を以下のウェブサイトより事前にお受けいたします。

■受付期間 2026年4月9日(木曜日)～2026年4月20日(月曜日)午後7時

■受付サイト <https://colyinc.com/contactsh/>

※ なお、株主の皆様のご関心が特に高い事項については、本株主総会で回答するとともに、後日当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年4月24日（金曜日）
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年4月23日（木曜日）
午後7時到着

インターネット



パソコン又はスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶

<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2026年4月23日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

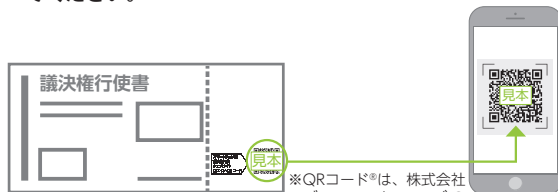
※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

インターネットによる議決権行使について

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

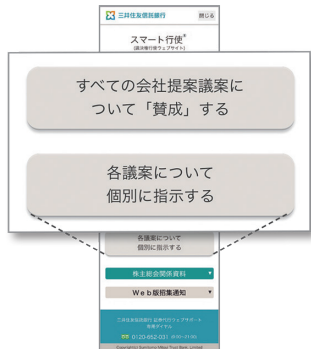
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



❗ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

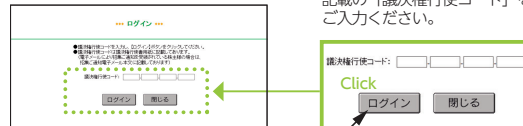
1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

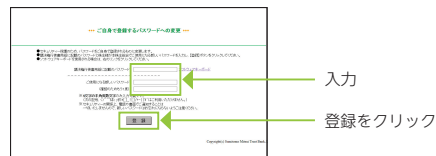


2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力後、新しいパスワードを登録する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-652-031**

(受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

感染症拡大や自然災害など予測不能な社会情勢の変化や社会全体のデジタル化の進展等に対応することは、株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会の開催を可能とするため、定款第12条第2項を新設するものであります。

なお、当該定款変更に関しては、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (新設)	第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) <u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	中島 杏奈 再任 1988年12月1日生	代表取締役社長
2	中島 瑞木 再任 1988年12月1日生	代表取締役副社長
3	佐々木 大地 再任 1990年12月28日生	取締役執行役員
4	秋山 裕俊 再任 社外 1990年11月14日生	社外取締役

候補者番号

1

なかじま あんな
中島 杏奈
(1988年12月1日生)

所有する当社の株式数
400,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年4月 株式会社産業経済新聞社 入社
2014年2月 当社設立 代表取締役就任
2018年4月 当社 代表取締役副社長就任
2020年11月 株式会社South air設立 代表取締役就任(現任)
2023年8月 当社 代表取締役社長就任(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社South air 代表取締役

取締役候補者とした理由

当社を創業し設立以来当社の代表取締役を務め経営を担っており、主にマーケティング戦略及びコンテンツ戦略を統括、現在は経営全般を統括し、重要な意思決定と業務執行に対する監督機能を適切に果たしてまいりました。引き続き当社の成長戦略と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

なかじま みずき
中島 瑞木
(1988年12月1日生)

所有する当社の株式数
400,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年4月 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 投資銀行本部 入社
2014年2月 当社設立 代表取締役就任
2018年4月 当社 代表取締役社長就任
2020年11月 株式会社South air 代表取締役就任(現任)
2023年8月 当社 代表取締役副社長就任(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社South air 代表取締役

取締役候補者とした理由

当社を創業し設立以来当社の代表取締役を務め経営を担っており、主にビジョン戦略及び組織戦略を統括、現在は新規事業を統括し、重要な意思決定と業務執行に対する監督機能を適切に果たしてまいりました。引き続き当社の成長戦略と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

ささき だいち
佐々木 大地
(1990年12月28日生)

所有する当社の株式数
397,800株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年2月 当社 入社
2018年4月 当社 取締役就任
2018年11月 当社 取締役ゲーム事業本部長就任
2022年4月 当社 取締役執行役員第1ディビジョン長就任
2022年10月 当社 取締役執行役員開発推進担当就任
2024年2月 当社 取締役執行役員(現任)

(重要な兼職の状況)

—

取締役候補者とした理由

2014年創業時より当社に参画しており、プロデューサーとして複数のゲームプロジェクトの立ち上げを担当、2018年より取締役として新規ゲームの開発から運営、IP展開までコンテンツ事業をはじめ新規事業等、事業全般に従事しております。これまでの当社の成長への貢献と実績から引き続き当社の成長に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

あきやま ひるとし
秋山 裕俊
(1990年11月14日生)

所有する当社の株式数
一 株

再任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年4月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング 入社
2019年4月 当社 社外取締役就任(現任)
2020年1月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング 事業戦略事業部マネージャー
(重要な兼職の状況)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

コンサルティングファームにおける豊富な経験から、経営に関する深い見識を備えております。取締役会においても社外取締役として独立、公正な立場から、経験に基づく発言を行っております。秋山裕俊氏が選任された場合には、同氏の持つ経営に関する深い見識を活かして、独立した監視・監督を通じ、当社の中長期的な成長に貢献いただくことが期待されることから、同氏を社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注)
1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 中島杏奈氏及び中島瑞木氏は、現在親会社である株式会社South airの業務を執行しております。なお、株式会社South airにおける地位及び担当につきましては「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 3. 秋山裕俊氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 秋山裕俊氏の当社の社外取締役としての在任年数は本定時株主総会終結の時をもって7年です。
 5. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し秋山裕俊氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 6. 当社と秋山裕俊氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には契約更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役東條桜子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者内海友理氏は東條桜子氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款の定めにより退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

う つ み ゆ り
内海 友理
(1989年6月12日生)

所有する当社の株式数
一株

新任 社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 2015年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2025年8月 株式会社CLESCENT 取締役（現任）
- 2025年11月 内海友理法律事務所設立 代表（現任）
- 2026年2月 株式会社Lightblue 社外監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社CLESCENT 取締役
内海友理法律事務所 代表
株式会社Lightblue 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を備えております。内海友理氏が選任された場合には、同氏の持つ法律に関する深い見識を活かして、独立した監視・監督を通じ、当社のコーポレートガバナンスの実現及び中長期的な成長に貢献いただくことが期待されることから、同氏を社外監査役候補としております。

注) 1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 内海友理氏は、社外監査役候補者であります。また、内海友理氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任議案が承認された場合、当社は内海友理氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 内海友理氏が社外監査役に選任された場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、本議案に基づき候補者の選任が承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には契約更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かわの よしき
川野 芳樹
(1961年7月30日生)

所有する当社の株式数
一株

社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年4月 農林中央金庫 入庫
2012年7月 協同セミナー株式会社 代表取締役社長就任
2014年7月 系統債権管理回収機構株式会社 代表取締役社長就任
2016年3月 井関農機株式会社 常勤監査役就任
2021年3月 同社 常務執行役員就任
2024年4月 農林漁業団体職員共済組合 監事就任(現任)

(重要な兼職の状況)

農林漁業団体職員共済組合 監事

補欠の社外監査役候補者とした理由

長年にわたる金融機関での職務経験に基づいた財務及び会計に関する豊富な知識を有しているほか、経営者としての豊富な経験を有しております。川野芳樹氏が就任した場合には、同氏の持つ財務・会計及び経営に関する深い見識を活かして、独立した監視・監督を通じ、当社のコーポレートガバナンスの実現及び中長期的な成長に貢献いただくことが期待されることから、同氏を補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 川野芳樹氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定です。
 3. 川野芳樹氏が就任した場合は、当社は同氏と当社は会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、川野芳樹氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

第12期事業報告 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調が続きました。個人消費や企業の設備投資には持ち直しの動きがみられる一方で、物価上昇の影響や海外経済の政策動向、地政学リスクなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が主に事業を展開する日本のモバイルオンラインゲーム市場は、国内ゲームコンテンツ市場の7割を占める中核分野として堅調に推移しており、2024年には前年比3.2%増の1兆7,482億円を記録いたしました(注1)。成熟市場として安定した規模を維持しながら、引き続き底堅い需要が見込まれる環境にあります。また、モバイルゲームは家庭用ゲーム機やPCゲームと比較して女性ユーザーの比率が高く(注2)、当社のメインターゲットとなる女性ユーザーが男性ユーザーと並ぶ主要なユーザー層を形成していることが特徴です。しかし、海外ディベロッパーによるモバイルオンラインゲームをはじめとした高品質な商品の台頭や、開発の長期化や開発費の高騰のほか、ユーザー様の可処分時間及び支出の獲得競争が継続しており、市場環境は厳しさを増しています。一方で、2025年のキャラクタービジネスの推定市場規模については前年を上回る見込みであり(注3)、底堅く推移しております。特に、女性向けエンタメ市場(注4)では、キャラクター性・ストーリー性を重視したIPコンテンツへの需要が引き続き堅調に推移しており、モバイルオンラインゲームを起点としたメディアミックス展開が、IPを長期的に展開していく上で重要な要素となっております。

このような市場環境を受け、当社では自社開発のオリジナルIPを保有する強みを活かし、モバイルオンラインゲーム領域のみならず、グッズ、リアルイベント、飲食、音楽、舞台、アニメ等を含む複数のチャンネルで展開し続けることで、未永くユーザー様に楽しんでいただけるIP運営を目指しました。

モバイルオンラインゲーム事業については、前事業年度にリリースしたオリジナルIPタイトル『ブレイクマイケース』が売上増加に寄与し、売上高は前期を上回りました。2025年5月に実施した1周年施策では、『ブレイクマイケース』の売上として過去最高を記録するなど大きな反響をいただき、その後のゲーム内イベントも引き続き好調に推移しました。『魔法使いの約束』につきましては、2025年1月から3月までのTVアニメ放映の影響により新規・復帰ユーザーの獲得が進み、MAU及び売上は堅調に推移しました。『スタンドマイヒーローズ』につきましては、9周年関連施策やグッズ展開等の実施により長期運営IPとして安定的な売上を創出しつつ、10周年に向けたプロジェクトについても大きな反響をいただいております。引き続き、各IPにおいてユーザー様ファーストの運営を徹底しながら、ゲーム内施策と舞台やキャストイベント等のリアルイベントやグッズ等の展開を連動させることでIPとしての価値向上を図るとともに、大型開発案件含めた新規タイトルの開発を進め、新たなIPの創出及び中長期的な成長に向けた取り組みを推進してまいります。

メディア事業においては、前述のとおりTVアニメ『魔法使いの約束』の放映を契機としたIP認知の拡大に加え、『ブレイクマイケース』1周年及び『スタンドマイヒーローズ』9周年に伴うグッズ販売やポップアップストアの展開等を行いました。また、『スタンドマイヒーローズ』をはじめとした舞台公演や、『魔法使いの約束』のイマーシブ舞台公演等の新しい施策の実施、各種イベント、異業種とのコラボレーション、常設店舗「coly more!」及び「coly cafe!」を通じた施策等により、ユーザー様が当社作品に触れる機会を多面的に創出し、売上は堅調に推移しました。

以上により、売上高につきましては、創業以来最高の70億円を達成しました。売上高の増加に加え、Web上でゲーム内アイテムを販売する『coly ID』を推進したことにより手数料の圧縮が想定以上に進捗し、売上総利益も前期比で増加しました。また、投資有価証券売却益等の営業外収益の計上も含めて、当期純利益は黒字となりました。なお、中長期的な成長に向けた新規タイトル開発等に係る費用の先行計上により販売費及び一般管理費は増加したものの、営業損失は前期比で縮小しております。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高7,020,100千円（前期比8.0%増）、営業損失144,075千円（前事業年度は営業損失516,473千円）、経常利益46,148千円（前事業年度は経常損失510,947千円）、当期純利益72,693千円（前事業年度は当期純損失546,289千円）となりました。

なお、当社はコンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

（注1）出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2025」

（注2）出典：一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会「CESAゲーム産業レポート2025」

（注3）出典：株式会社矢野経済研究所「キャラクタービジネス（2025年）」

（注4）女性向けエンタメ市場とはエンタメ業界/エンタメ領域の中で、比率として女性のお客が多い市場を指します。

売上高



7,020,100千円 (前期比 8.0 %増)

経常利益



46,148千円 (前期比 - %)

当期純利益



72,693千円 (前期比 - %)

自己資本比率



前期末 83.6% 当期末 79.4%

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、234,595千円であります。

その主な内容は、新オフィス移転に伴う設備導入190,535千円（内104,033千円分無償取得）PC等の購入26,935千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関より450,000千円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりと認識しております。

① ターゲット層の拡大

当社は「ユーザー様ファースト」を徹底した魅力的なコンテンツを継続して提供し、ターゲット層を拡大することが重要な課題であり、事業の安定的な成長につながると考えております。モバイルオンラインゲームの企画、開発及び運営により培ったノウハウを活用し、クオリティの高い自社作品を創出するとともに、他社様との協業により新規作品を拡充することで安定的なポートフォリオの構築に努めます。

② ユーザー獲得の強化

当社は、提供するコンテンツのユーザー数の増加がコンテンツ自体の長期運営及び更なる業績拡大のための重要な課題であると考えております。今後ユーザー獲得のため、SNS等の新規広告媒体やメディア媒体への露出強化に加え、アニメ化・舞台化・コミカライズなどを通じたメディアミックスの積極的な展開により、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

③ 適正な配信プラットフォームの選択

当社は、コンテンツをターゲット層に届けるためのプラットフォームを適正に選択することが、事業の安

定的な成長につながると考えております。昨今、モバイル業界では、端末、OS、プラットフォーム、課金システム等の分野で多数の事業者が世界規模の競争を行っており、著しい環境変化を引き起こしております。これに伴い、ターゲット層のメディア利用状況も刻々と変化しています。当社は、ターゲット層のメディア利用状況について日々情報収集を行うことで、その変化に的確に対応し、ビジネス効率を最大化すべく、適正な配信プラットフォームの選択に努めてまいります。

④ システム技術・インフラの強化・新技術への対応

当社は、システム開発及びサーバー構築・保守にあたって、他社様のサーバー等に関するサービスを機動的に利用しながら行っております。当社のコンテンツは、スマートフォン等のモバイル端末を通じたインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びモバイル端末の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対して、当社はサーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤強化を進めるとともに、システム開発につきましても、開発プログラムのユニット化や標準化を進めることで生産性を向上させ、技術革新にも迅速に対応できる体制作りにも努めてまいります。

⑤ コンテンツ事業における領域拡大

当社は、更なる事業拡大のため、コンテンツ事業における収益源の多様化が重要な課題と考えております。そのため、当社がこれまで培ってきたノウハウを活かしつつ、専門企業との連携も含めて、当社コンテンツとシナジーのあるアニメーション・出版物の制作や舞台・イベントの実施、飲食事業、グッズの販売等に展開し各IPの成長の最大化を目指します。ゲーム以外のコンテンツ事業を新たな軸として確立し、ゲームと連動させることで、より豊かで新しい体験をユーザー様に提供してまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保については福利厚生の充実、人事評価制度の整備等に努めております。また、組織体制につきましては、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう計数指標管理に基づいた組織マネジメントを図るとともに、事業環境に適応した組織体制・内部管理体制の強化を実施してまいります。

⑦ コスト管理の徹底

開発期間の長期化及び開発体制の大規模化に伴い、開発コストが高騰傾向にある中、安定的に利益を創出するためには、コスト管理の徹底が重要と考えています。適正な人員配置と業務委託等を組み合わせながら開発コストをコントロールしてまいります。また広告宣伝におきましても、精密にKPI分析及び広告の効果測定を行うことで費用対効果を高めていきます。

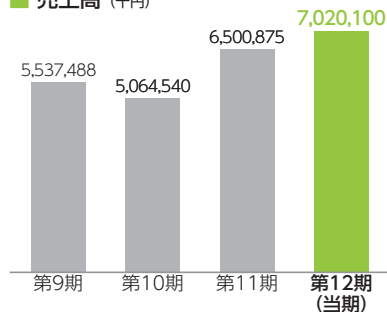
⑧ 新規事業投資

当社の主力事業であるモバイルオンラインゲームは、開発費の高騰や競争激化により、事業リスクは年々増加傾向にあります。このような事業環境の中、当社の強みやノウハウを活かし、新規事業へ挑戦していくことは、企業の持続的な成長及び安定的な収益基盤確立のためには重要であると認識していることから、中長期を見据え積極的に取り組んでいきます。

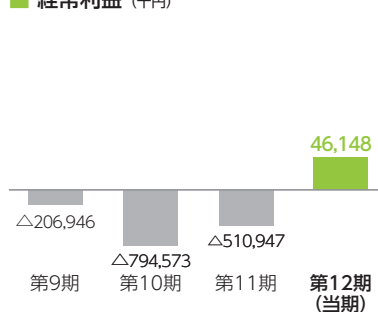
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第9期 2023年1月期	第10期 2024年1月期	第11期 2025年1月期	第12期 2026年1月期
売上高 (千円)	5,537,488	5,064,540	6,500,875	7,020,100
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△206,946	△794,573	△510,947	46,148
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△320,780	△830,746	△546,289	72,693
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△58.29	△150.97	△99.27	13.21
総資産 (千円)	7,243,907	6,529,526	6,283,221	6,832,218
純資産 (千円)	6,597,864	5,767,118	5,254,140	5,426,370
1株当たり純資産額 (円)	1,199.00	1,048.03	954.81	986.12

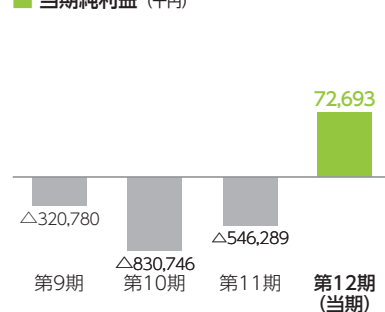
■ 売上高 (千円)



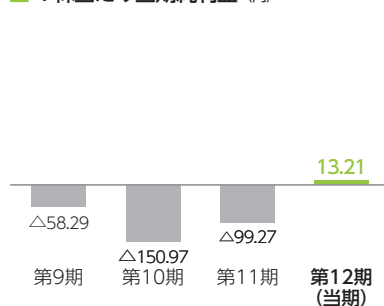
■ 経常利益 (千円)



■ 当期純利益 (千円)



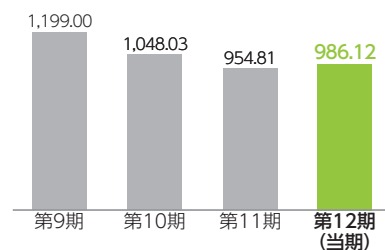
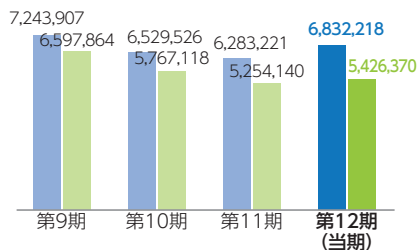
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (千円)

■ 純資産 (千円)

■ 1株当たり純資産額 (円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社は株式会社South airであり、同社は当社の株式を2,780千株（出資比率50.52%）保有しています。当社と親会社との間に重要な取引及び契約はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年1月31日現在）

コンテンツ事業

- ① モバイルオンラインゲーム開発・運営
- ② メディア

当社が開発したモバイルオンラインゲームに登場するキャラクター商品の企画・販売を行うグッズ販売及びイベント企画・運営、自社IPの利用許諾によりライセンス料を受領するライセンス事業
他社様IPを活用したキャラクター商品の企画・販売を行うグッズ販売及びイベント企画・運営

(8) 主要な事業所（2026年1月31日現在）

本社 東京都港区

(9) 従業員の状況（2026年1月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数
229（112）	△40	34歳8か月	4年3か月

(注) 従業員数は正社員の人員数を記載し、()内に契約社員・アルバイト等の年間平均人員数を外数で記載しております。また前期末比増減には正社員の人員数の増減数を記載しております。平均年齢及び平均勤続年数は、正社員のみで算定しております。

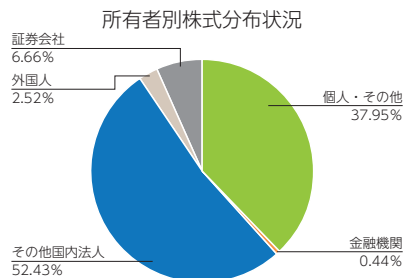
(10) 主要な借入先（2026年1月31日現在）

(千円)

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	175,000
株式会社横浜銀行	62,500
株式会社商工組合中央金庫	16,656

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,502,900株
(うち自己株式159株)
- (3) 株主数 1,840名
- (4) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社South air	2,780	50.52
中島 瑞木	400	7.27
中島 杏奈	400	7.27
佐々木 大地	397	7.23
株式会社SBI証券	257	4.68
永井 詳二	77	1.41
楽天証券株式会社	75	1.38
上田八木短資株式会社	64	1.17
田中 正勝	45	0.82
栗栖 多佳子	40	0.73

(注) 持株比率は、自己株式 (159株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年1月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島 杏奈	株式会社South air 代表取締役
代表取締役副社長	中島 瑞木	株式会社South air 代表取締役
取締役	佐々木 大地	執行役員
取締役	秋山 裕俊	
常勤監査役	早川 治彦	
監査役	須黒 統貴	須黒統貴公認会計士事務所 所長 須黒統貴税理士事務所 株式会社インフィニティエージェント 社外監査役 レッドホースコーポレーション株式会社 社外監査役
監査役	東條 桜子	外苑法律事務所 株式会社AGEST 社外取締役

- (注) 1. 取締役秋山裕俊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役早川治彦氏、監査役須黒統貴氏、監査役東條桜子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、秋山裕俊氏、早川治彦氏、須黒統貴氏、東條桜子氏の4名を独立役員として届け出ております。
4. 監査役須黒統貴氏は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えております。
5. 監査役東條桜子氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を備えております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役及び各社外監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であり、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に係る方針

決定方針の決定方法

当社は以下の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関して、取締役会において決議をして決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的とし、適正な水準の固定報酬としての基本報酬を支払うことを基本方針とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得るものとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の額（千円）			計(千円)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(うち社外取締役)	4(1)	56,280(1,200)	—	—	56,280(1,200)
監査役(うち社外監査役)	3(3)	6,540(6,540)	—	—	6,540(6,540)
計(うち社外役員)	7(4)	62,820(7,740)	—	—	62,820(7,740)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年4月26日開催の第5期定時株主総会において年額160百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。

2. 監査役の報酬限度額は、2018年4月26日開催の第4期定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は2名です。

3. 当社取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長中島杏奈がその具体的な内容について委任を受け決定しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、

各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得ることとしております。また、監査役の報酬については、監査役の協議によって決定しております。

4. 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の関与状況としては、取締役の報酬総額を取締役会にて決定しております。なお、取締役の個人別の報酬額については、株主総会及び取締役会で決定した報酬総額の範囲内で、代表取締役社長が上記の決定方針に基づいて決定しています。取締役会は、社外取締役の同意を得ていることから、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 会社役員等の重要な兼職の状況

「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会等への出席状況	主な活動状況
秋山 裕俊	社外取締役	取締役会 12回中12回	取締役会において、コンサルティングファームにおける豊富な経験及び幅広い知見に基づき経営全般における有用な指摘や意見を述べております。また、上記の経験及び知見を踏まえ、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行い、当社の中長期的な成長に貢献しております。
早川 治彦	常勤 社外監査役	取締役会 12回中12回 監査役会 12回中12回	取締役会及び監査役会において、経営者としての豊富な経験に基づき経営全般に関わる事項や、内部統制に関わる事項等、多角的見地から有用な指摘や意見を述べております。
須黒 統貴	社外監査役	取締役会 12回中12回 監査役会 12回中12回	取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての専門的知識と経験から特に会計及び財務及び内部統制に関する有用な指摘や意見を述べております。
東條 桜子	社外監査役	取締役会 12回中12回 監査役会 12回中12回	取締役会及び監査役会において、弁護士として培われた専門的知識・経験に基づき、法令面、コンプライアンス面での有用な指摘や意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
29,810千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
29,810千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬の見積もりの算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、上場会社の監査実績、会計監査人の規模、品質管理体制及び独立性等を総合的に勘案し、監査の実効性を確保できるか否かを検討した上で、会計監査人を選定する方針としております。

また監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の概要

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。下記の内部統制システム整備に関する基本方針について、取締役会において決議しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「取締役会規程」をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに、必要に応じて発展的に改正等を行う。
 - (b) 「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、マニュアル等の策定、教育・研修を開催し、コンプライアンスの周知徹底と意識の維持・向上を図る。
 - (c) 「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。内部監査担当及び代表取締役社長は必要に応じて、監査法人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
 - (d) 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該人が不利益な扱いを受けない旨の「内部通報規程」の運用を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に関わる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

 - (a) 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要な文書及び情報は、電磁的記録媒体等へ記録し、「文書管理規程」の定めに従い、法令の保存期間に準じて定められた期間、適正に保存及び管理する。
 - (b) 文書管理主管部門は管理本部とし、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

- ③ 損失の危険に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、内容・性質に応じて最も相応しい主管部門及び関連部門を定め、管理体制を構築する。
 - (b) リスク・コンプライアンス委員会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (c) 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速な対応を行い、損害の拡大防止を最小限にとどめる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために、次のように定めております。

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
- (b) 取締役は「取締役会規程」の定めに従い、取締役会において、職務執行状況を報告する。
- (c) 取締役の効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、組織の職務及び権限、責任を明確にする。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を監査役付きとして指名し、職務に専念させることとしております。

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を配置する。
- (b) 監査役が指定する補助期間中、当該使用人の指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けず遂行し、取締役からの独立性を確保する。
- (c) 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報制度等に基づき、監査役に報告する体制を整備しております。

- (a) 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。また、会議に付議されない重要な報告書類等について閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、「内部通報規程」に基づき速やかに監査役に報告する。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役社長、監査法人、内部監査室等は、監査役会又は監査役の求めに応じて、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- (b) 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家を自らの判断で起用することができるものとする。
- (c) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、その適合性を確保しております。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

- イ. 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下全員が反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ. 当社は「反社会的勢力対応規程」において明文化し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組み、当社全役職員の行動指針とする。
- ロ. 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して1年に1回以上の確認を行い、「取引先チェックシート」として、管理本部にて厳重に保管管理する。
- ハ. 反社会的勢力の該当の有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ニ. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と、より密接な連携関係の構築を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については下記のとおりとなっております。

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は取締役4名で構成されており、うち1名が社外取締役となっております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。

また、取締役会の議案については事前に全取締役・監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

なお、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

② 監査役会の監査

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名の社外監査役で構成されております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。

また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部

監査担当者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。

③ コンプライアンス体制の強化・推進

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき構成しており、当社の代表取締役社長が委員長を務め、委員長及び委員長指名の委員が出席のもと、原則として四半期に1回開催しております。基本方針、計画及び体制の策定、関係規則、マニュアル等の策定等について協議し、コンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクマネジメント活動全般を適宜確認し、対応方針及び対応策の検討・策定を行い、リスク対応主管部門と連携し、対応を実施しております。

④ 内部監査室の監査

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査は各部門に対して原則として年1回以上の監査計画を組み、内部監査結果について代表取締役社長への適宜報告及び監査役会との連携を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、運転資金もしくは設備投資に充当することで更なる事業拡大をすることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		4,084,298	流動負債		1,312,987
現金及び預金		2,003,794	買掛金		215,347
売掛金		569,741	短期借入金		62,500
商品		137,308	一年内返済予定長期借入金		160,008
貯蔵品		703	未払金		160,148
前渡金		28,256	未払費用		199,952
前払費用		435,927	未払法人税等		98,648
未収入金		904,520	契約負債		305,630
その他		4,046	預り金		53,132
固定資産		2,747,919	賞与引当金		20,999
有形固定資産		215,660	その他の他		36,620
建物		177,588	固定負債		92,860
工具、器具及び備品		37,810	長期借入金		31,648
機械及び装置		260	繰延税金負債		61,212
無形固定資産		36,679	負債合計		1,405,847
ソフトウェア		36,679	(純資産の部)		
投資その他の資産		2,495,580	株主資本		5,293,381
投資有価証券		1,999,606	資本金		1,910,309
関係会社株式		10,100	資本剰余金		1,905,309
出資金		138,114	資本準備金		1,905,309
敷金		237,759	利益剰余金		1,478,106
差入保証金		110,000	その他利益剰余金		1,478,106
資産合計		6,832,218	繰越利益剰余金		1,478,106
			自己株式		△344
			評価・換算差額等		132,989
			その他有価証券評価差額金		132,989
			純資産合計		5,426,370
			負債・純資産合計		6,832,218

損益計算書（2025年2月1日から2026年1月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		7,020,100
売上原価		4,051,118
売上総利益		2,968,982
販売費及び一般管理費		3,113,058
営業損失		144,075
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,858	
投資有価証券売却益	170,683	
為替差益	34	
その他	1,919	195,496
営業外費用		
支払利息	5,074	
その他	198	5,272
経常利益		46,148
特別利益		
固定資産売却益	1,166	
固定資産受贈益	104,033	105,200
特別損失		
固定資産除却損	165	
投資有価証券評価損	1,853	2,019
税引前当期純利益		149,328
法人税、住民税及び事業税		76,635
当期純利益		72,693

株主資本等変動計算書（2025年2月1日から2026年1月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,910,309	1,905,309	1,905,309	1,405,413	1,405,413
当期変動額					
当期純利益				72,693	72,693
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計				72,693	72,693
当期末残高	1,910,309	1,905,309	1,905,309	1,478,106	1,478,106

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△203	5,220,828	33,312	33,312	5,254,140
当期変動額					
当期純利益		72,693			72,693
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△140	△140	99,677	99,677	99,536
当期変動額合計	△140	72,552	99,677	99,677	172,229
当期末残高	△344	5,293,381	132,989	132,989	5,426,370

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～24年

工具、器具及び備品 4～15年

機械及び装置 8年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当期においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

モバイルオンラインゲーム

モバイルオンラインゲームにおける主な履行義務は、ユーザーがゲーム内通貨を使用し購入するアイテム等を利用できる環境を維持することであり、当該履行義務はユーザーによるアイテムの使用に基づき充足されるため、その見積り期間に基づき収益を認識しております。

メディア

メディアにおける主な売上は当社が開発したモバイルオンラインゲームに登場するキャラクターを使用したグッズの販売であります。グッズ販売における主な履行義務は、商品を顧客に引き渡すことであり、当該履行義務は商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「未収入金」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「未収入金」は27,435千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	215,660千円
無形固定資産	36,679千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、コンテンツ事業の単一事業であることから、当社全体を独立してキャッシュ・フローを生成する最小単位として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が識別された場合には、取締役会において承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関する主要な仮定は、事業計画の基礎となる新規リリース予定タイトルの月間アクティブユーザー数及び平均課金額であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新規リリース予定タイトルの月間アクティブユーザー数及び平均課金額は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	137,308千円
----	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しており、具体的に

は、営業循環過程から外れた商品に対して、販売見込期間までの間で、主に過去の販売実績及び販売見込額に基づいて決定した規則的な簿価切り下げの方法によって、収益性の低下を反映しております。

② 主要な仮定

棚卸資産の評価における主要な仮定は、商品の販売見込期間及び販売見込額であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

商品の販売見込期間及び販売見込額は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、棚卸資産の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 61,163千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権又は債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 220千円 |
| ② 短期金銭債務 | 4,620千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上原価	33,020千円
販売費及び一般管理費	9,319千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 5,502,900株 |
| (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 159株 |
| (3) 配当に関する事項 | |
| 該当事項はありません。 | |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

①繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	378,394	千円
賞与引当金	6,618	
商品評価損	14,939	
ソフトウェア	5,213	
減価償却超過額	5,809	
減損損失	8,304	
投資有価証券評価損	22,183	
未払金	77,068	
その他	15,504	
繰延税金資産小計	<u>534,038</u>	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△378,394	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△155,643	
繰延税金資産合計	<u>—</u>	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△61,212	
繰延税金負債合計	<u>△61,212</u>	
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△61,212</u>	千円

②法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が施行されることとなりました。これに伴い、2027年2月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については事業への投資を優先することを基本として、余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用を行っております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。今後、リスクを回避するためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合は、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、事務所等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年8ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

b) 市場リスクの管理

投資有価証券の投資信託については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が月次に資金繰状況を管理するとともに、手元流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日（当期の決算日）における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額10,100千円）及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（貸借対照表計上額138,114千円）は下表には含めておりません。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券（注）	1,999,606	1,999,606	—
敷金	237,759	213,866	△23,892
資産計	2,237,366	2,213,473	△23,892
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	191,656	172,776	△18,879
負債計	191,656	172,776	△18,879

（注）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 …… 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 …… 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 …… 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券（注）				
投資信託	601,837	1,212,891	—	1,814,728
債券	—	81,084	—	81,084
資産計	601,837	1,293,975	—	1,895,812

（注）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は103,793千円であります。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金	—	213,866	—	213,866
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	172,776	—	172,776

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場投資信託がこれに含まれます。市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には公表されている基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合には、基準価額を時価とみなして評価し、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-7項に基づいてレベルを付さない取扱いとしております。

債券は取引金融機関等から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、返還時期を見積った上で、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

モバイルオンラインゲーム	4,093,145千円
メディア	2,926,955
顧客との契約から生じる収益	7,020,100

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	494,603
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	569,741
契約負債（期首残高）	277,852
契約負債（期末残高）	305,630

契約負債は主に、ゲーム内有償通貨に係る顧客からの前受金等であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、277,852千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	986円	12銭
1株当たり当期純利益	13円	21銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月25日

株式会社coly
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 三木 康弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高田 雅代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社colyの2025年2月1日から2026年1月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は2025年2月1日から2026年1月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月27日

株式会社coly 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)

社外監査役

社外監査役

早川治彦 ㊟

須黒統貴 ㊟

東條桜子 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 3階
赤坂インターシティコンファレンス 301



交通機関

東京メトロ 銀座線・南北線 溜池山王駅 14番出口より地下通路直結
9番出口より徒歩約2分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。



※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。